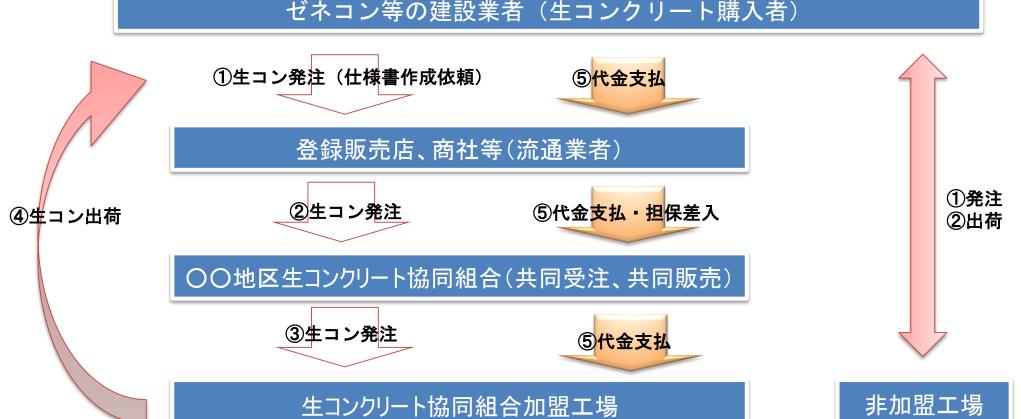


生コンクリート流通業者等の 取引条件改善と普及促進について

2020年11月 経済産業省素材産業課

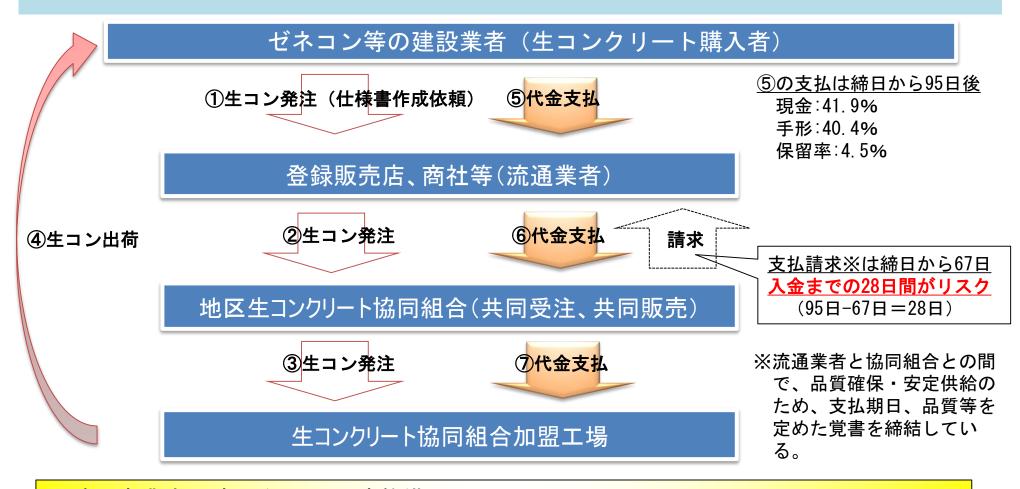
生コンクリート取引の支払の現状

- 生コンクリート取引は、建設業者の注文を流通業者が受注し、流通業者を通じて協同組合が受注・販売する事例が多い。
- 協同組合への非加盟事業者は、建設業者と直接取引を実施。
- 流通業者は価格交渉、仕様書作成(種類、水分量等)等の購買契約などに対応。



生コンクリート流通業者による取引状況について

流通事業者と建設業者との取引には、①現金以外の支払が多い、②建設業者から流通事業者への支払い日(平均95日)と、生コン組合から流通業者への請求日(平均67日)との差による支払いリスク、③支払保留が多いといったリスクが存在。



<mark>下請け事業者の安心な取引環境整備のため</mark>

①支払いの現金化、②支払い日数改善、③支払保留の低減が必要。

下請取引の適正化について(令和元年11月、経済産業大臣、公正取引委員会委員長通知)

令和元年11月、経済産業大臣、公正取引委員会委員長連名で「下請取引の適正化について」を、親事業者(約20万社)および業界団体代表者(約1,100団体)に要請。

<下請法の理解と下請代金支払の適正化>

経済の好循環を実現するには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要(略)

- **下請代金の支払は、できる限り現金**によるものとすること
- 手形で下請代金を支払う場合は、**割引料を下請事業者に負担させることがないよう下請代金の 額を十分に協議**すること
- **手形サイトは、将来的に 6 0 日以内**とするよう努めること 引き続き、下請取引の適正化に努めるよう要請いたします。

<働き方改革>

政府を挙げて働き方改革を推進しておりますが、**取引の一方当事者の働き方改革に向けた取組の 影響がその取引の相手方に対して負担となって押し付けられることは望ましくない**と考えられます。

貴団体におかれましても、下請等中小事業者に対して発注を行うに当たっては、**下請法等の違反** <u>にもなり得る「しわ寄せ」を生じさせないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要</u> **請いたします**

<消費税の円滑・適正な転嫁について>

令和元年10月1日から、消費税率が、8%から10%に引き上げられ、併せて、消費税の軽減税率制度が実施されました。貴社におかれましては、**減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否 等の行為が生じないよう、貴社全体で適切な措置を講じるよう要請**いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する一層の配慮について

- ●新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止のため、業界団体等を通じて、親事業者に配慮を求める要請文を令和2年2月14日に発出したところ。
- その後の更なる感染症拡大を受け、さらに年度末を迎えることもあり、納期の延期等への柔軟な対応やコスト増を踏まえた適正なコスト負担など下請等中小企業への一層の配慮を行うよう、業界団体等(1,142団体)を通じ、親事業者に対して、令和2年3月10日付けで配慮要請文を発出。

1. 要請文(要約)

- ①物資不足及び人手不足等に起因する<u>納期遅れに対し、損失補填を求めることなく、柔軟な対応</u>を行うとともに、 取引を継続的に実施するよう努めること
- ②原材料価格等の高騰及び短納期によるコスト増を踏まえた、適正なコスト負担を行うこと
- ③<u>速やかな支払い</u>や前金払等の<u>柔軟な支払い</u>に努めること
- ④<u>発注の取消、または数量、仕様等の変更を行う場合</u>には、下請事業者に損失を与えることとならないよう<u>最大限の</u> 配慮を行うこと

2. 事例(実際の声)

- ○国内メーカーに発注した3点ユニット(バス・トイレ・洗面台)が、メーカーの中国の工場が稼働していないことから届かないため、元請事業者指定の工期に間に合わない。元請事業者社長は、とにかく何とかしろ、工期に間に合わなければ損害賠償になるという。【建設業】
- 〇モーターの部品を武漢の会社から仕入れているが入荷が止まっており、日本国内の他の会社から仕入れて倍の費用がかかっているが、値 上げは認められていない。武漢からの入荷が止まっている間は、コストの高い国内部品を仕入れなければならない。【産業機械】
- ○ショッピングモール内のイベントを受託していたが、新型コロナウイルス感染症の件で、様々なイベントが中止となり、4月末まで仕事の依頼は無いと通告を受けた。【イベント業】

取引における現金比率の推移

● 現金化比率は、2002年に4.6%であったが、2019年度は41.9%と、約10倍近く現金比率が向上。

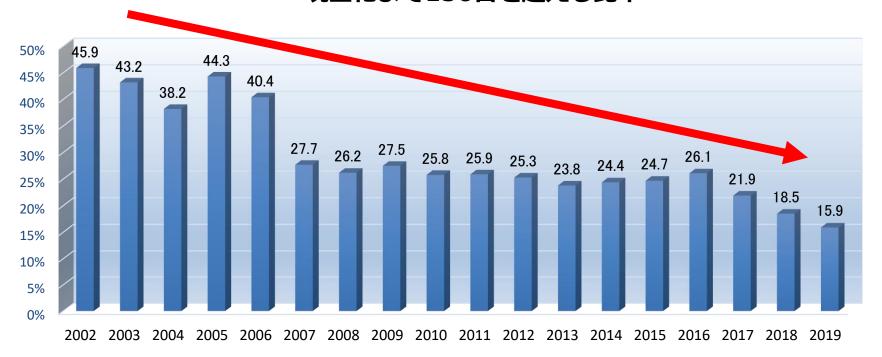


出典:全国生コンクリート卸協同組合連合会 令和元年度「生コンクリート代金回収決済状況推移表」

手形取引における現金化までの比率の推移

●締切日から現金化まで150日を超える手形による取引比率は、2002年は45.9%であったが、2019年度は15.9%と着実に減少。

現金化まで150日を超える比率



出典:全国生コンクリート卸協同組合連合会 令和元年度「生コンクリート代金回収決済状況推移表」

取引における支払い保留比率の推移

- 翌月精算、完了精算時における支払い保留比率は、2002年の25.3%から2019年度は 4.5%に減少。
 - ※支払保留は、工事の瑕疵担保、自社の資金繰りの悪化対策のため等による。



出典:全国生コンクリート卸協同組合連合会 令和元年度「生コンクリート代金回収決済状況推移表」

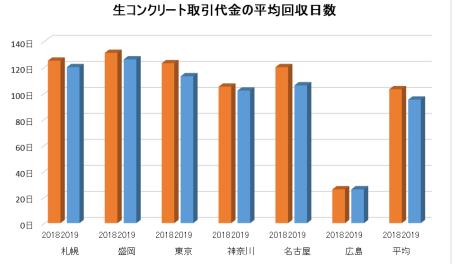
2019年度における地区別の取引実態

- 2019年度は現金取引比率の向上や、支払い平均日数などが改善。
 - ※広島地区は全て生コン協同組合の共同販売となり、現金取引が行われている。



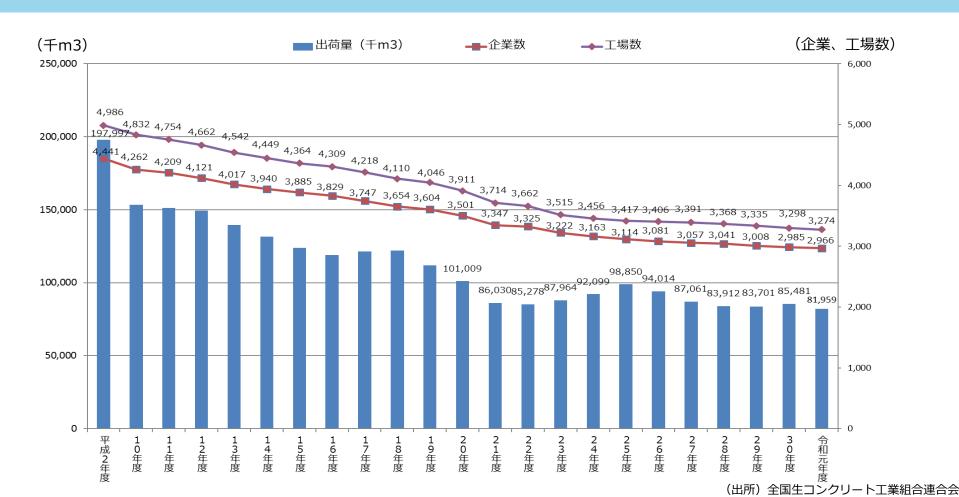






生コンクリート産業の現状

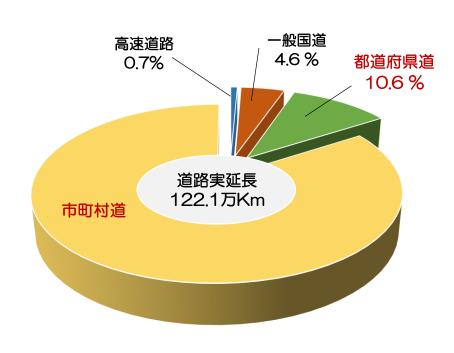
- 令和元年度の生コンクリートの出荷量は、平成2年度のピーク時から約59%減。需要減に対応して企業・工場の集約化を推進。
- 今後も、災害復興や防災・減災、国土強靭化対策等である程度の需要は維持される見込み。最低限、それらに向けた資材の安定供給確保は不可欠であり、**コンクリート舗装道** 路などの新規需要などの取組が重要。



コンクリート舗装の普及状況

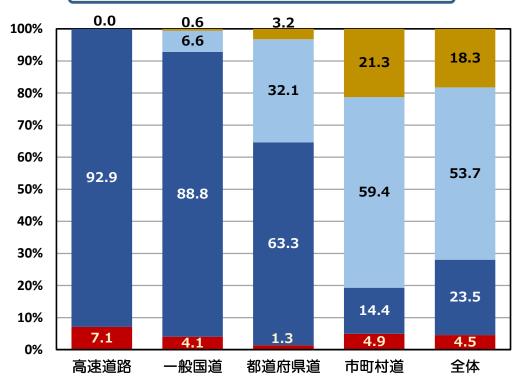
- コンクリート舗装の占める割合は実延長の4.5%と低水準
- 道路実延長の95%は地方自治体が管理する道路

道路延長の道路種別構成



出所:出典は道路統計年報 2016

道路種別ごとの舗装延長比



■未舗装 ■簡易舗装 ■アスファルト舗装 ■コンクリート舗装

コンクリート舗装の特長

①耐久性が極めてよい

今も現役 - コンクリート舗装の実例 - 「「「「「「「「







国道22号名古屋市(供用30年以上)

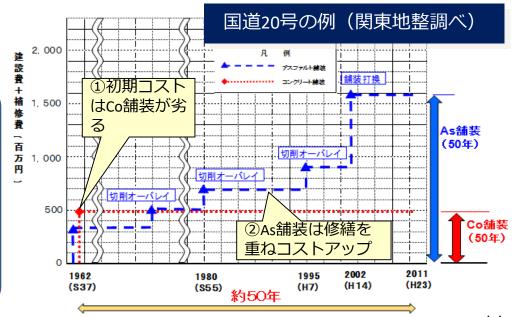
国道13号上山市(山形・供用30年以上)

② ライフサイクルコスト(LCC)が廉価

LCCはアスファルト舗装の1/3程度

- ※ LLCは建設費及び補修費の累計額
- ※As舗装のLLCは、Co舗装区間の近傍区間において算出
- ※平成23年原単価を用いた直接工事費ベース
- ※目地補修等の維持的補修工事は含まない

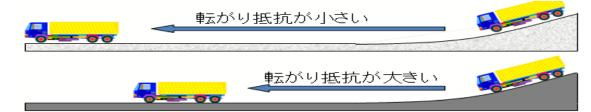
出典:国土交通省道路局・土木研究所 道路舗装の長寿命化に向けて~ コンクリート舗装の特長を活かした活用がカギ~ 2011年



コンクリート舗装の特長

③ 大型車の燃費向上

- (一社)セメント協会では、大型車の走行抵抗と舗装路面の関係に関する調査を実施
- ◆調査箇所: 国内3箇所、成田空港滑走路, 道東自動車道, 国総研試走路(2006~2007年)
- ◆これまでの調査試験から、コンクリート舗装はアスファルト舗装に比べて、大型車の燃費が 0.8~4.8% 優れているという結果



④ ヒートアイランド抑制効果

コンクリート舗装は路面温度の低減効果があることから、夏季における都市内温度の低減に一定の効果を期待

ごコンクリート舗装の明色性のもう一つのメリット コンクリート舗装は路面が白色に近く路面反射率が高いので、トンネル内や夜間における路面の視認性が良好。 照明費用の節減や車両の走行、歩行者に対する安全性の面からもメリット。

